

スポ振だより 1月号

令和5年度第10号

柴田町教育委員会スポーツ振興課

学校開放について

これまで学校開放は月曜日と金曜日を除いた曜日が対象となっておりますが、

令和6年度4月から月曜日と金曜日が追加され、**全ての曜日**が**学校開放の対象**となります。(予定)

NEW!

なお、これまで同様に、学校行事が優先となりますので、希望日の利用ができない場合がございますのでご注意ください。

令和6年度の学校体育施設使用団体登録について

学校の体育施設を使用したい団体は、事前に「学校体育施設利用団体登録」が必要です。登録できる団体は、次の条件を満たしている団体です。

※登録について、相談がある場合はスポーツ振興課へご連絡ください。(TEL:0224-87-8706)

登録条件

- 町内に住所を有する方であつ、10人以上の団体
- 成人の責任者がいる
- 傷害保険に加入している

登録条件を満たしたうえで、①学校体育施設利用団体登録申請書(構成員の名簿含む)、②保険加入書の写し(構成員全ての)をスポーツ振興課へ提出してください。

登録申請書はスポーツ振興課窓口、柴田町 HP にございます。

【掲載場所】

柴田町 HP → 生涯学習・スポーツ → スポーツ → スポーツ施設 → 小・中学校の学校開放



お知らせとお願い

1. 施設利用のキャンセルについて

施設を利用しない場合、速やかにスポーツ振興課へ連絡してください。施設使用予定日の三日前を過ぎてしまうと、使用の有無にかかわらず使用料が発生してしまいます。

当日、やむを得ない場合のキャンセルの連絡は平日の8:30~17:15の間はスポーツ振興課、休日や夜間の利用の際は利用施設または代行員へ連絡を必ず行うようにしてください。

最後に、調整会議で予約した日程に関しては原則キャンセルをしないようお願いします。

2. 町施設敷地内（駐車場も含む）禁煙について

敷地内とは、公共施設の建物内や駐車場（車内も）を含め敷地全体を示します。

公共施設のグラウンド内や駐車場で喫煙・たばこの吸殻が見受けられますので、禁煙について、ご理解をお願いします。

また、最近使用されている電子たばこについては、紙たばこ同様の禁煙となります。



3. 学校・社会体育施設の申請・納入時間について

申請及び納入する時間・期限を厳守してください。条例・規則により、申請は使用しようとする7日前、納入は3日前となっております。当日の貸し出し・使用延長はしておりません。余裕を持った申請や使用料の納入を心がけてください。



4. 硬式野球・硬式ソフトボールの使用制限について

（阿武隈川運動場等の硬式野球ボールでの試合不可）

阿武隈川運動場野球場と並松運動場の各施設では、硬式野球ボールと硬式ソフトボールを使用した試合・実戦形式での打撃練習、フリーバッティングは、歩行者や地域住民の安全確保のために禁止しています。硬式ボールを使用した試合・実戦形式での打撃練習等を行う際にはアステムチャレンジスタジアムのご利用をお願いします。